

第8回公益法人の会計に関する研究会
—議事メモ—

1. 日 時：平成26年3月27日（木）15：00～17：00
2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室
3. 出席者：
（公益認定等委員会委員）雨宮委員、恵委員、小森委員（オブザーバー）
（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、
（事務局）高野局長、水上次長、松前補佐
4. 議 事：
 - （1）小規模法人の負担軽減策について
 - ・重要性の原則の適用項目の検討
 - ・事業費・管理費の算定方法
 - （2）小規模法人の定義の検討
 - （3）中間報告素案について
5. 議事概要：
 - （1）小規模法人の負担軽減策について
 - （i）重要性の原則の適用項目の検討
事務局松前補佐から、小規模法人の負担軽減策に関連する重要性の原則の適用項目の検討について、〈資料1〉の説明があった。
〈資料1〉別表の『「公益法人会計基準」の運用指針における「財務諸表に対する注記」の例示の欄の各項目について、以下の通り議論された。

（イ）項目④
 - ・公益法人会計基準の運用指針13（5）の記載上の注意にあるように、財務諸表の注記をしている場合には、附属明細書での記載が省略できることとなっている。現行のままとするか、注記省略をみとめたうえで、附属明細書の記載を求めるのか。（高山

座長)

- ・ 附属明細書は基本財産以外のものも記載するようになっている。法人にとっては、注記という形で基本財産、特定資産の残高、増減を記載した方が負担は少ないし、分かりやすいのではないか。(中田参与)
- ・ 注記として残した方が親切だろう。(長参与)
- ・ 長参与と同意見。(上倉参与)
- ・ どちらを採用しても、負担軽減につながらないのであれば、原則的取扱いとして残しておくべき。(金子主査)
- ・ 皆さんと同意見。(梶川座長代理、小森オブザーバー)

以上の意見を踏まえて、高山参与より、現行のままとする旨の結論が示された。

(ロ) 項目⑤～⑨、⑫

- ・ 貸借対照表の重要事項を注記しなければならないとしているが、これらについて小規模法人の場合には重要事項はないとみなしてよいか。⑥、⑨のリスク情報を残した方がよいのか。(高山座長)
- ・ 公益法人の場合には、保証や借入は通常ないと思われる。勿論、小規模だからといってこれらの情報が不要というわけではないが、実務的に該当ないと考えられるため、省略してもよいのではないか。(中田参与)
- ・ 実務上問題とならないと思う。省略を認める規定を置くのがよいのではないか。(長参与)
- ・ 実務上問題とならないかもしれないが、記載を残しておいた方がよいのではないか。特に、訴訟等がある場合はありうるので、注記を残したうえで、該当事項がない旨の記載をするのが適当ではないか。(上倉参与)
- ・ 上倉参与と同意見であり、稀にでもあった場合には記載すべきであろう。(金子主査、梶川座長代理、小森オブザーバー)
- ・ そもそも該当事項があれば、それを記載するだけであり、法人にとって負担となるといった性格のものではないのではないか。(梶川座長代理)

以上の意見を踏まえて、高山参与より⑤～⑨、⑫の項目のうち、⑥、⑨についてはリスク情報として重要と考えられるので、そのまま残すこととし、それ以外の項目については省略規定を置く旨、結論がだされた。

(ハ) 項目⑪、⑬

- ・ 補助金の注記は、平成16年基準の際に明らかにされた規定であり、預り補助金のように損益を通さないものについても記載を求めている。その趣旨を踏まえて、記載に重要性があると考えなのか、それとも小規模法人であるので、重要事項ではないとみなして記載を省略することを許容するのか。指定正味財産から一般正味財産への振替額についても、重要事項ではないと捉えて省略することを許容するかといった論点。
(高山座長)
 - ・ 小規模法人であっても、補助金のみを収入源としている法人もあり、どこからもらっているのかは重要な情報だと思う。指定正味財産から一般正味財産への振替額の注記にかんしては、小規模法人であれば、ダイレクトで一般正味財産に計上されるケースが多いだろうから、省略は可能ではないかと思う。(中田参与)
 - ・ 補助金に関連した部分は重要。残した方が良い。指定から一般への振替については、小規模法人で苦勞している部分であろうから省略可能としてもよいのではないか。別途の方法で明らかにすればよいのではないか。(長参与)
 - ・ 補助金も指定から一般への振替額も省略可能としてよいのではないか。小規模法人ということからすれば、正味財産増減計算書を見ればわかるのではないか。(上倉参与)
 - ・ 補助金に関する注記は、補助金をもらっている以上、開示する必要があるのではないか。そもそも、補助金申請に比べれば負担はないのではないか。指定正味財産からの振替については、平成16年基準の目玉であり、仮に複数の振替原因がある場合には明細が必要なのではないか。(金子主査)
 - ・ 指定正味財産から一般正味財産への振替は、使っている法人が会計上の意義を十分に理解した上で処理しているのか疑問な部分もある。実務的に弊害がない限り、省略してもよいのではないか。補助金の注記についても、小規模の概念のところでキャップされるので、弊害がない限り省略してもよいのではないか。(梶川座長代理)
 - ・ 補助金の注記については、一般感覚としては重要なのだが、注記に現実感がないが、⑪については残して、⑬については省略ということではいかが。(小森オブザーバー)
- 以上の意見を踏まえて、高山参与より⑪については注記を残し、⑬については省略可能と結論づけられた。

(二) 項目⑩

- ・ 満期保有目的債券の償却原価法の適用除外を容認するということであるが、注記として時価情報についても省略可能とするのか、時価情報は残すのか。(高山座長)
- ・ 時価情報を入手することに困難は伴わない。財団などは、小規模法人ほど有価証券の重要性は高い。時価情報の注記までは省略すべきではないのではないか。(中田参与)
- ・ 有価証券の著しい減少は、減損対象となり、時価情報はなくても貸借対照表価額との乖離はないのではないか。時価情報の注記はなくてもよいのではないか。(長参与)
- ・ 満期保有目的の債券として仕組債などを持っているケースもある。取得価額を大きく下回り毀損しているケースもある。時価情報の入手と注記それ自体は手間もかからないから、時価情報の注記は残しておくべきではないか。(上倉参与)
- ・ 時価情報の入手に手間はかからないし、時価情報を入手できないような金融資産に投資すべきではない。時価情報の注記は残すべき。(金子主査)
- ・ 普通の債券を保有しているような場合には、注記は不要なのではないか。(梶川座長代理)
- ・ 法人にとって重要と考えられて、時価情報の入手、開示に手間がかからないようなものについては、残しておいてよいのではないか。(小森オブザーバー)
- ・ 本来は満期保有目的として償却原価法を採用することができない場合にも償却原価法を適用してしまっているケースがある。そのようなことを考えると時価情報の注記は重要な意味を持っている。アラーム情報としての意義もあるし、情報入手に手間もかからないので、このまま残しておいてもよいのではないか。(高山座長)

以上の意見を踏まえて、高山参与より⑩については簡略化せずに現状のまま残す旨、結論づけられた。

(ホ) 項目⑭

- ・ 関連当事者取引は、平成 16 年基準の目玉であった。公益法人に連結制度がないなかで、関係者との取引をあぶりだすという意味では重要。(高山座長)
- ・ 実務的に関連当事者との取引の注記を書いている法人を見たことがない。小規模法人であっても、また一般法人であっても、法人をつかって何かやろうと考えている人は多いので、その意味で重要な情報であると思う。残しておくべきではないか。(中田参与)

- ・ 基本的にはあった方がよい。ただ、法定監査となるような法人の場合には重要性があつて記載が必要ということになるのだろうが、小規模法人であつて会計監査が入らないような法人には、実効性がない。その意味では省略を許容してもよいのではないか。(長参与)
- ・ 内容的に重要だし、記載するとなると手間がかかるのは理解している。ただ、現行の会計基準で関連当事者の規定をみると、抜け落ちてしまう取引も多いのかと思う。残しておいてもよいのではないか。(上倉参与)
- ・ 実務的に大きな問題がないとしても、リスクがある。今の非営利で関連当事者との取引は重要な情報として位置づけられている。公益法人で、省略まで許容すると踏み込んでよいのか。現状のまま残すべきではないか。(金子主査)
- ・ 会計技術論ではないが、残しておくべき。書きたくないのであれば、やるべきではない。(梶川座長代理)
- ・ 認定法で特別の利益という概念があり、それとの兼ね合いで残しておいてほしい。(小森オブザーバー)
- ・ 認定法との関係で、小規模法人に特別の利益が除外されるのかという誤ったアナウンス効果となるかもしれない。また、漢検の会計士監査の際に、関連当事者との取引の注記がなかったので、監査意見が出なかったと聞いている。関連当事者との不適切な取引の抑止という観点も関連当事者の注記にはある。(高山座長)

以上の意見を踏まえて、高山参与より⑭については現状のまま残す旨、結論づけられた。

(へ) 項目⑯

- ・ リスク情報として、他の規定との整合性がとれる。記載すべきである。(金子主査)
- ・ 同意見。(中田参与、上倉参与、長参与、小森オブザーバー)
- ・ 期間損益のトレンドが重視される企業会計と異なるので、公益法人の場合に、そこまで重視されないのでは、そんな点からするとなくてもよいのかと思う。(梶川座長代理)
- ・ 後発事象につき、注記を省略できるということではいかがか。(高山座長)
- ・ 「重要な」を削除する場合には、重要かどうかの判断もいらず、一律に後発事象については注記の省略が可能となるという意味になると思われる。特に重要なものは書かなければならないのであれば、そういった規定をすることになるのだろうが、何を求

めているのかわからなくなる。(事務局長)

- ・ どんな場合であっても、省略できるという趣旨でいかがか。(高山座長)
- ・ 偶発債務との整合性はどうなるのか。(上倉参与)
- ・ 横領事件が多数報告されている。(恵委員)
- ・ 貸借対照表日以降に多額の横領があった場合に書かないということになるが。(高山座長)
- ・ どんなものが記載の対象となるのかを、基準体系に限らず、FAQ かもしれないが、実務的に書くような事態が起こっていないということを理解してもらうことはできる。(事務局長)
- ・ 限定列挙ではないが、何かで示してあげるといえるのが必要であろう。(梶川座長代理)

以上の意見を踏まえて、高山座長より重要な後発事象を残しておいた上で、FAQ で具体的にどんなものが記載対象かを例示として示すという方向で結論付けられた。

補足として、税務当局との打ち合わせで満期保有目的債券に償却原価法を採用しない場合であっても、当該債券を収益事業で保有している場合には、税務申告上は償却原価法を採用した場合の損益として税務調整が必要だと考えられている旨、松前補佐から報告があった。

これまでの会計研究会の方針として、なるべく税務調整をしなくて済むように、事務局に税務当局との交渉をしてもらっていた。しかし、税務上の小規模法人の定義をすることも困難であり、調整が不可避的であるとのことも理解できる。そうであれば、今後の方針として会計について理論的に考えることとし、税務との差があれば税務調整で対応していくという方針としたい旨の説明があった。収益事業を実施している法人もあるし、満期保有目的の債券を収益事業でもっている法人もすくないと考えられる。その意味で、税務調整を前提としたうえでも、小規模法人にとってはメリットがあると考えられる。そのうえで、どこかの段階で、税務調整の必要性、方法等をアナウンスし、実務上の混乱を回避していきたいとの発言が高山座長からあった。

(ii) 事業費・管理費の算定方法

事務局次長から、小規模法人の負担軽減策に関連する事業費・管理費の算定方法について、〈資料 2〉の説明があった。

- ・ 〈資料 2〉の 2/2 に記載されている方法が、前回の議論までで検討されているが、その

ような簡便的な方法が法令上の観点から認められるのか、認めるとして公益目的事業を実施している法人のみを対象に認めるのか、それとも全体として認めて収益事業を実施している法人について税務調整をすることとするか、が論点。なお、後者については何らかの形でアナウンスすることを前提とする。また、公益目的事業のみを実施している法人に限定するという合理的な理由も見当たらない状況である。これを踏まえて、〈資料2〉の考慮すべき点①及び②について意見を。(高山座長)

- ・ 考慮すべき点①については、認定基準の判定に影響するものの、恣意性の排除をしたうえで、小規模法人対策として実施すればよいと理解している。また、考慮すべき点②については、財務調整の計算をしつつも全体として適用を認めるべきであると考え。(中田参与)
- ・ 考慮すべき点①については、大きな状況変化があった場合には見直しするので、大きな問題はないと考えられる。また、考慮すべき点②については、公益目的事業のみを実施する法人は言うまでもなく、収益事業を実施している法人であっても、税務調整計算についてアナウンスすることから収益事業を実施している法人についても対象とすることでよいと思う。(長参与)
- ・ 同意見。(上倉参与、金子主査、梶川座長代理、小森オブザーバー)

以上の意見より、高山座長から公益目的事業のみを実施している法人のみならず、税務調整の必要性をアナウンスしたうえで収益事業を実施している法人に対しても認める旨、結論づけられた。

- ・ 〈資料2〉2/2に示されている「大きな状況変化」、「一時的と考えられる変動」、「適用した割合の期限」について意見を。(高山座長)
- ・ 「大きな状況変化」の例示のアナウンスは、法人に判断をゆだねることになるので、法人が考えなくて済むようなアナウンスの仕方を考えてほしい。「一時的と考えられる変動」については、事実との関係で一時的かどうかを判断すればよいのではないか。「適用した割合の期限」については、期限を設けたほうが、税務当局との関係ではよいのかもしれないが、一時的要因みたいなものはしばしば起こりうるのであって、その場合例えば5年をどこできるのかという問題もある。しばしば起こることを前提とすれば、原則的にやるのと変わらないのではないか。そういう意味では、配賦率の説明ができる範囲で継続できればよいのではないか。(中田参与)

- ・ 「大きな状況変化」についてはケースバイケースを前提としたアナウンスをすればよいのではないか。「一時的と考えられる変動」については、事実認定の問題であり一時的であれば元に戻るということもある。一時的と認定できないのであれば、それは大きな状況変化として考えればよい。「適用した割合の期限」については、見直しをする必要があれば見直しをする。状況変化がなければ、見直しも楽にできる。(長参与)
- ・ 「大きな状況変化」に該当するかどうかは、法人の判断。小規模であるから、毎年大きな変化といわれるような状態にあるのではないか。「一時的と考えられる変動」については法人の説明責任のもとでやってもらえればよいのではないか。「適用した割合の期限」は5年が適当ではないか。(上倉参与)
- ・ 「大きな状況変化」については、小規模法人の場合ボラティリティ大きいのではないか。「一時的と考えられる変動」についても、小規模法人の場合難しい。ケースバイケースとして考えるべき。「適用した割合の期限」についても皆さんと同じ意見。(金子主査)
- ・ 「大きな状況変化」については、事実が変われば当然に変化として出てくる。「一時的と考えられる変動」につきも、当然変動がなくなればもとに戻すというところだろう。「適用した割合の期限」については、5年が適当かどうかはわからないが、定期的に見直す必要がある。状況変化は期間との関係の係数。変化が累積してきてしまつて、実態と離れていく過程で、見直しのタイミングは必要。これをいれることによって、「大きな状況変化」や「一時的と考えられる変動」がどのようなものか明確になっていく。
- ・ 「大きな状況変化」については、刻々と事実が変化するなかでとらえるべきもの。仮に捉えなかったとしても、「適用した割合の期限」を5年とすることで、その段階でリセットされることとなればよいと思う。「一時的と考えられる変動」については、イレギュラーなこととして捉えられるものであれば、それを戻すというのはあるのではないか。(小森オブザーバー)

以上の意見より、高山座長から「適用した割合の期限」については、5年とするか否かは別として、一定期間での見直しを必要とする。「一時的と考えられる変動」、「大きな状況変化」についても、考慮して引き続き検討を進めていくという方針が示された。

(2) 小規模法人の定義の検討

事務局次長より、小規模法人の定義に関して〈資料3〉の説明があった。

この説明を受けて、高山座長から以下の発言があった。

- ・ 〈資料3〉の小規模法人の定義試案をベースにするとカバー率が6.4%まで下がってしまう。少し少なすぎると考えている。もう少し嵩上げができないかと考えている。いずれにしても、今回の中間報告ということからすれば、時間が足りないと考えており、見直すという方向性は示す。研究会としては、法人分布等を分析し、もう少し広く助けていくという方針で引き続き検討していく。
- ・ また、何時時点を基準に考えるのか。前年度を基準とするのか。当年度超えてしまった場合はどうなのか。定性的情報も判断基準にいれるのか。この論点についても議論しなければならないところ。今回の中間報告は、この論点については経過報告ということとしたい。

(3) 中間報告素案について

事務局次長より、中間報告素案について、〈資料4〉の前回からの変更点について説明があった。

また事務局次長より、補足的に以下の説明があった。

- ・ 今後のスケジュールとして、中間報告素案に本日の議論の内容を織り込み、各参与へ送付し、その確認をもって決定とする。そのうえで、4月18日の委員会に座長が出席し、報告し公表ということになる。
- ・ 中間報告について、性格がなじまないためパブリックコメントといった手続きは踏まないが、公表した内容についての意見をもらうことを予定している。

事務局長から、以下の発言はあった。

- ・ 今後、委員会でも議論することとなるが、委員会と法人の対話ということを考えている。この中間報告についても、法人にアナウンスして意見交換会のような機会を持つと考えている。その際には、参与にも参加してもらいたい。

○次回のスケジュール等

次回の第9回の会計研究会は、平成26年4月24日の10時からを予定している。議題

としては、別表Hについて議論したい。計算書類等との関係で検証可能にするためのアイデアについて、4月14日(月曜)までに事務局に意見を提出するように指示があった。

以上